

2005.12.13

## 意見書

村井 純

## 1. 各省庁の情報セキュリティ対策評価体制と透明性の確立

今回決定される政府機関統一基準によって政府機関が保有するコンピュータシステム、および、ネットワークにおける情報セキュリティ対策が進展することを期待する。各省庁がどのようなシステムを保有し、それらの対策状況について、どのような検査を行うのが今後の大きな課題。検査態勢の確立、さらには、場合によっては独立組織による第三者検査などの手続き、および、体制を早急に明確化することが必要。さらに、各省庁の情報セキュリティ対策の対応状況、評価結果については透明化を期し、米国等でも行われているような国民に分かりやすい形での開示をすべき。結果公表がなければ、結局政府内での対応を客観的に評価することがなく、政府機関における情報セキュリティ対策の進展状況を、民間との比較の中で評価することもできない。

## 2. 国際連携・協調についての具体的政策

第1次情報セキュリティ基本計画では、基本的な国際連携、国際協調の取組みを開始するとの表明がある。これに基づいて、具体的に、我が国が戦略的に取り組んできたアジア各国とのIT関連の連携政策に、どのようにセキュリティ関連の活動を組み込むのか、国際標準や技術の国際化などの面でどのような活動を行うのか、さらには、WSIS等の議論でセキュリティについて取り上げられてきているが多国間協議や主要な国際会議での活動をどのようにするのかなど、国際戦略の具体化を急ぐべき。

## 3. 人材育成の強化と積極的な民間人材登用

第1次情報セキュリティ基本計画において、教育機関での情報セキュリティ教育の強化と人材育成について具体的な取組みを提示できた。これに基づいた、実際の政策を組み立て、施策を実施する政府・行政機関職員における人材育成、さらには政府における積極的な民間人材登用のための環境整備と、その具体的な取組みについての具体化が急務。民間の力を活用するためにも、人材登用・人材交換のための環境整備をより積極的に行い、さらには、インターンの活用などの機動的な人材活用も検討すべき。

## 4. 企業における情報セキュリティ対策促進策環境の確立

各企業が情報セキュリティ対策を行うことは「社会的責任」の一環である。企業のセキュリティ基盤の質的向上の確立は急務であり、企業の市場評価に連動することが、我が国の企業価値の信頼向上に有効である。そこで、市場において、セキュリティ対策の実施がその企業の評価に直結する環境の整備に関する継続的な検討が必要である。

以上